

## 別紙2

### 本明川水系における河川敷の採草利用に係る委託契約書

長崎県（以下「甲」という。）と ○○○○（以下「乙」という。）との間に、本明川水系における河川敷の採草利用管理について、次のとおり委託契約を締結する。

第1条 甲は乙に対し、河川法第24条の規定に基づき占用を許可された河川敷の採草利用管理を委託し、乙はこれを受託するものとする。

第2条 これら利用管理に要する費用は、すべて乙の負担とする。

第3条 委託の期間は、令和6年4月1日（または甲が河川管理者から占用許可を受けた日）から令和7年3月31日までとする。

ただし、契約期間中であっても、甲が河川管理者から占用許可の取り消しを受けた時は、その取り消しを受けた日までとする。

第4条 乙は、甲から委託を受けた河川敷を次に定めるところにより利用管理しなければならない。

- (1) 「本明川水系における河川敷の採草利用における管理委託先募集要項」に基づき適正な管理を行うこと。
- (2) 高位生産をあげるよう極力努めること。

第5条 乙は、乙の組合員（以下「利用者」という。）への再委託により本明川水系における河川敷の採草利用管理を行う時は、利用者に対し、前条の各号の遵守を義務づけるとともに適正に指導しなければならない。

第6条 乙は、甲の指示するところにより、この委託に係る採草利用管理計画及び利用管理状況を別記様式により、1年毎に甲に報告するものとする。

第7条 乙は、河川管理者の指示又は命令を受けて行う甲の指示又は措置に従わなければならない。

第8条 本明川水系における河川工事又は河川の維持管理上の事由で、許可の取り消し若しくは変更を受けたことにより生ずる損失については、乙において

処理するものとし、甲若しくは河川管理者に対し、損害賠償要求等の行為は行わないものとする。

第9条 次の各号の1に該当するときは、甲はこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙の利用管理が著しく不適当でかつ改善の意志が認められないとき。

第10条 この契約書に約定しない事項について、約定する必要が生じたとき、又は、この契約書に約定する事項で疑義のあるときは、甲、乙協議のうえ改定するものとする。

この契約が甲、乙両者間に成立したことを証し、かつ、これを確守するため、この契約書2通を作成し、甲、乙各1通を保持するものとする。

年　　月　　日

甲　長崎市尾上町3番1号  
長崎県知事　大石　賢吾

乙

別記様式

年 月 日

長崎県畜産課長 様

代表者

印

本明川水系における河川敷の採草利用管理計画及び利用管理状況について

のことについて、下記のとおり報告します。

記

1 利用管理計画

利用者氏名	利用管理場所	面積 (m <sup>2</sup> )	利用管理状況

※利用管理状況欄には、利用管理作業を行った月日、内容を記述すること。

2 利用管理状況

利用者氏名	利用管理場所	面積 (m <sup>2</sup> )	利用管理計画

※利用管理計画欄には、利用管理作業を行う予定の月日、内容を記述すること。